

三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

三朝町長

三朝町規則第20号

三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和45年三朝町規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の115以上100分の160以下</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の105以上100分の115未満</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の105</u></p> <p>(4) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の110以上100分の160以下</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の100以上100分の110未満</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の100</u></p> <p>(4) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない</p>

<p>職員 <u>100分の105</u>未満 2・3 略</p> <p>第13条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の50</u>超</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の50</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の50</u>未満</p> <p>2 略</p>	<p>職員 <u>100分の100</u>未満 2・3 略</p> <p>第13条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の47.5</u>超</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の47.5</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の47.5</u>未満</p> <p>2 略</p>
---	---

第2条 三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の112.5</u>以上100分の160以下</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の102.5</u>以上<u>100分の112.5</u>未満</p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の115</u>以上100分の160以下</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の105</u>以上<u>100分の115</u>未満</p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員</p>

<p>及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の102.5</u></p> <p>(4) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の102.5</u>未満</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の48.75</u>超</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の48.75</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の48.75</u>未満</p> <p>2 略</p>	<p>及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の105</u></p> <p>(4) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の105</u>未満</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の50</u>超</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の50</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の50</u>未満</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。